

外国人観光旅客利便増進措置の概要

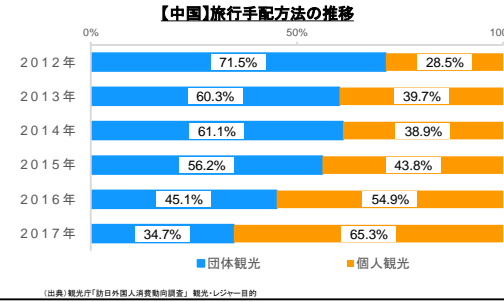
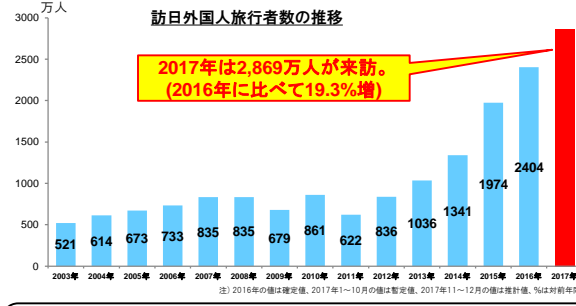
観光庁 外客受入担当参事官室

●外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第15号）

※平成30年4月18日公布

背景・必要性

- 本法は、**1997年(訪日外客数約400万人)**、外国人観光旅客の訪日旅行が**大都市圏への団体旅行**中心かつ、訪日旅行が高額と捉えられていたこと等から、費用の低廉化等の措置により**来訪地域**の**多様化等を図るために制定**。
- 2017年の訪日外客数は、2,869万人に達するとともに、個人手配型旅行への急速なシフト等旅行形態が多様化する等、**外国人観光旅客は量的・質的両面で大きく変化**。
- 観光先進国の実現は地方創生の柱であり、訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成には、外国人観光旅客の地方への来訪、滞在の更なる拡大とともに、単なる情報提供に留まらない**多面的な受入環境整備の拡充が急務**。
- また、「国際観光旅客税(仮称)の使途に関する基本方針等について」(平成29年12月観光立国推進閣僚会議決定)等を踏まえ、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源として創設される予定の**国際観光旅客税の税収の使途に係る規定を整備**し、平成30年度からの円滑な事業実施を図ることが必要。



平成28年 訪日外国人道道府県訪問率

順位	道道府県	訪問率 (%)
1	大阪府	44.7%
2	東京都	44.5%
3	千葉県	35.4%
4	京都府	33.2%
5	福岡県	10.6%
6	愛知県	9.5%
7	北海道	9.4%
8	神奈川県	9.1%
9	奈良県	8.4%
9	沖縄県	8.4%
10	山梨県	6.8%

【国際観光旅客税(仮称)の使途に関する基本方針等について】(H29.12.22観光立国推進閣僚会議決定)(抜粋)
 訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成に向けて、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の3つの分野に国際観光旅客税(仮称)の税収(以下、「観光財源」という。)を充当する。(中略)また、観光財源を充当する3つの分野については、観光庁所管の法律を改正し、法文上使途として明記する。

法律の概要

名称の変更 ◆法律の名称を「外国人観光旅客の**来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律**」に変更。

基本方針・外客来訪促進計画の見直し

- ◆基本方針の記載事項を拡充し、観光資源の開発・活用、海外における宣伝等の**国際観光の振興に係る施策を広く推進**。
- ◆地方における計画の策定主体を都道府県から**地方運輸局、都道府県、DMO等が参加する広域的な協議会に変更**することにより、行政区画を越えて多様な主体による**観光地域づくりを推進**。

旅行者の利便増進措置の充実

- ◆**公共交通事業者等に対する努力義務の範囲を拡充**し、外国人観光旅客の旅行形態の多様化を踏まえつつ、地方への来訪、滞在を拡大するため、Wi-Fi利用環境、決済環境の整備、トイレの洋式化、周遊パスの整備等の**外国人観光旅客に対する利便増進に係る取組を加速化**。

国際観光旅客税の使途を規定

◆観光立国推進閣僚会議決定等を踏まえ、**国際観光旅客税の税収を**、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の**3つの分野に充当する旨を規定**。

◆国際観光旅客税の税収を確実に観光施策に充当する仕組みを構築するための観光庁への所掌事務の追加に伴う国土交通省設置法の改正、(独)国際観光振興機構(JNTO)が同税を財源として行う事業に係る区分経理勘定の整備に伴う(独)国際観光振興機構法の改正等、所要の措置を講じる。

旅行者の多様なニーズに対応した**高次元の観光施策の実施**により、**観光先進国を実現**。

【目標・効果】国際的な観光旅客の往来の促進による国際交流の拡大

(KPI)	訪日外国人旅行消費額	訪日外国人旅行者数	訪日外国人旅行者数に占めるリピーター数	日本人の海外旅行者数	地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数
2012年	1.1兆円	836万人	528万人	1849万人	957万人泊
2017年	4.4兆円	2869万人	1761万人	1789万人	2753万人泊
2020年	8兆円	4000万人	2400万人	2000万人	7000万人泊

外国人観光旅客利便増進措置の概要

背景

- 個人手配型旅行への急速なシフト等旅行形態が多様化する等、**外国人観光旅客は量的・質的両面で大きく変化。**
- 観光先進国の実現は地方創生の柱であり、訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成には、外国人観光旅客の地方への来訪、滞在の更なる拡大とともに、**単なる情報提供に留まらない多面的な受入環境整備の拡充が急務。**
- 特に公共交通事業者については、**利用者の目線を第一とした更なるサービス向上方策について、自ら検討し、速やかに実施**に移すことが必要。
- このため、国際観光振興法における枠組みを活用して、公共交通分野における更なるインバウンド受入環境を整備。

外国人観光旅客利便増進措置の概要

- 公共交通事業者等(※)に対し、従来の多言語による情報提供に加え、無料Wi-Fi環境整備、洋式トイレ化等外国人観光旅客の利便を増進するために必要な措置**(外国人観光旅客利便増進措置)の実施を努力義務化。**
- 多数の外国人観光旅客の利用が見込まれる路線等については、外国人観光旅客利便増進措置を実施するための**計画の作成及び当該計画に基づく措置の実施を義務化。**

(※) 国際観光振興法第2条における公共交通事業者等は、以下のとおり。
 鉄道事業者、バス事業者、バスターミナル事業者、旅客船事業者
 港湾管理者、エアライン、空港ビル事業者

外国人観光旅客利便増進措置の内容(法第7条)

【車両における無料Wi-Fi環境整備の例】

- 多言語による情報提供
- Wi-Fi利用環境整備
- 洋式トイレ化
- その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置



(参考) 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律の改正(別紙参照)

- 公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、**外国人観光旅客利便増進措置を講ずるよう努めなければならない。**(第7条関係)
- 観光庁長官は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の利便の増進を図ることが特に必要であると認めるときは、**外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間として指定することができる。**(第8条関係)
- 指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、**外国人観光旅客利便増進実施計画を作成し、これに基づき、当該外国人観光旅客利便増進措置を実施しなければならない。**(第9条関係)
- 観光庁長官は、公共交通事業者等が実施計画に基づき**外国人観光旅客利便増進措置を実施していないと認めるときは、勧告・公表することができる。**(第10条関係)

国際観光振興法の改正について(新旧対照表)

改正後	改正前
<p>第三節 公共交通事業者等が講ずべき措置等</p> <p>(外国人観光旅客の利便の増進)</p> <p>第七条 公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗面所の設置その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置(以下「外国人観光旅客利便増進措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置</p> <p>(外国語等による情報の提供の促進)</p> <p>第七条 公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置(以下「情報提供促進措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>(外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間の指定)</p> <p>第八条 観光庁長官は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の利便の増進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であって、国土交通省令で定める要件に該当するものを外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、告示によって行う。</p> <p>3 観光庁長官は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等(協議会が組織されているときは、関係する公共交通事業者等及び当該協議会)の意見を聴くものとする。</p> <p>4 前二項の規定は、第一項の規定により指定された区間の指定の解除及びその区間の変更について準用する。</p>	<p>(情報提供促進措置を講ずべき区間の指定)</p> <p>第八条 観光庁長官は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であって、国土交通省令で定める要件に該当するものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、告示によって行う。</p> <p>3 観光庁長官は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等の意見を聴くものとする。</p> <p>4 前二項の規定は、第一項の規定により指定された区間の指定の解除及びその区間の変更について準用する。</p>
<p>(外国人観光旅客利便増進措置の実施)</p> <p>第九条 前条第一項の規定により指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、単独で又は共同して、その指定された区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る外国人観光旅客利便増進措置を実施するための計画(以下この条において「外国人観光旅客利便増進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該外国人観光旅客利便増進措置を実施しなければならない。</p> <p>2 外国人観光旅客利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 外国人観光旅客利便増進措置の対象となる旅客施設又は車両等</p> <p>二 外国人観光旅客利便増進措置の内容</p> <p>三 外国人観光旅客利便増進措置の実施予定期間</p> <p>3 公共交通事業者等は、外国人観光旅客利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを観光庁長官に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>(情報提供促進措置の実施)</p> <p>第九条 前条第一項の規定により指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、単独で又は共同して、その指定された区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画(次項において「情報提供促進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該情報提供促進措置を実施しなければならない。</p> <p>2 情報提供促進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 情報提供促進措置の対象となる旅客施設又は車両等</p> <p>二 情報提供促進措置の内容</p> <p>三 情報提供促進措置の実施予定期間</p> <p>3 公共交通事業者等は、第一項の計画を作成したときは、遅滞なく、これを観光庁長官に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>
<p>(外国人観光旅客利便増進措置の実施に係る勧告等)</p> <p>第十条 観光庁長官は、公共交通事業者等が前条第一項の規定による外国人観光旅客利便増進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該外国人観光旅客利便増進措置を実施すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 観光庁長官は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>(情報提供促進措置の実施に係る勧告等)</p> <p>第十条 観光庁長官は、公共交通事業者等が前条第一項の規定による情報提供促進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該情報提供促進措置を実施すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 観光庁長官は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する
 情報提供促進措置に関する基準

一 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第七条に規定する情報提供促進措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずべき旅客施設及び車両等は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等のうち外国人観光旅客の利用上重要なものとして、当該公共交通事業者等が選定したものとする事。

二 情報提供促進措置に係る手段、言語、場所及び内容については、次に掲げるところによる事。

（一） 情報提供に係る手段

文字、ピクトグラム、図表類又は音声による事。

（二） 情報提供に係る言語

日本語に加え、英語及びピクトグラムによる事を基本とする事。

（三） 情報提供に係る場所及び情報内容

1 旅客施設内、車両等の内部及び車体において外国語等による情報提供を行う事。

2 外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要となる情報を外国語で提供すること。

3 外国人観光旅客が旅客施設及び車両等において必要な情報を連続的に得られるように、利用者の動線及び視線を考慮した情報内容とする事。

三 情報提供促進措置の実施予定期間については、次に掲げるところによる事。

（一） 資本的支出による整備が必要な措置に関しては、当該措置を構ずべき旅客施設及び車両等の償却期間等を考慮した期間とする事。

（二） 資本的支出を必要としない措置に関しては、できる限り速やかに実施する事。

公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間について

参考

○指定区間数：447区間（鉄軌道：182区間、バス：123区間、旅客船：8区間、航空：134区間）

○指定区間における事業者数：254事業者（鉄軌道：56事業者、バス：99事業者、旅客船：19事業者、航空：77事業者）

※旅客施設等の施設管理者
も含む
※平成29年3月31日現在

東京都内を発着する区間の例

<鉄道及び軌道関係>

起点	終点	起点	終点	起点	終点
成田空港	東京 横浜	池袋	荻窪 方南町	東京 新宿	河口湖
成田空港	京成上野	北千住	中目黒	新宿	松本
羽田空港第2ビル	モノレール浜松町	中野	西船橋	新宿	白馬
羽田空港国際線ターミナル	品川 横浜	北綾瀬	代々木上原	目黒	西高島平
東京	新青森	和光市	新木場	東京	新大阪
東京	新庄	渋谷	押上	東京	新浦安
東京	秋田	目黒	赤羽岩淵	東京 新宿	伊豆急下田
東京	新潟	新宿	本八幡	東京	修善寺
東京	金沢	和光市	渋谷		
秋葉原	つくば	東京	海浜幕張		
浅草	東武日光 鬼怒川温泉	西馬込	押上		
新宿	東武日光 鬼怒川温泉	新木場	大崎		
上野	長野原草津口	東京 新宿	横浜		
東京	東京 ※山手線	渋谷	元町・中華街		
両国	御茶ノ水	都庁前	光が丘		
神田	代々木	品川	横浜		
新橋	豊洲	池袋	川越		
浅草	渋谷	東京 新宿	小田原		
西武新宿	本川越	新宿	強羅		
		新宿	高尾山口		
		東京 新宿	鎌倉		

<バス及びバスターミナル関係>

起点	終点
成田空港	羽田空港
東京駅	筑波大学
新宿南口	草津温泉
羽田空港	新浦安 東京ディズニーリゾート
新宿南口	東京ディズニーリゾート
羽田空港	ホテルはつはな
羽田空港	幕張新都心地区
羽田空港	本川越駅
成田空港	東京駅・銀座駅
横浜駅東口	東京ビッグサイト
羽田空港	横浜駅東口
羽田空港	新横浜駅・新横浜地区
羽田空港	赤レンガ倉庫
羽田空港	富士山・富士山五合目
羽田空港	箱根桃源台
東京駅	河口湖
成田空港	東京シティ・エアターミナル、東京駅 等
羽田空港	東京シティ・エアターミナル、東京駅 等
新宿駅	箱根桃源台
新宿高速バスターミナル	本栖湖

<航空及び航空旅客ターミナル関係>

起点	終点
羽田空港	新千歳、伊丹、関西国際、福岡、那覇、稚内、女満別、中標津、紋別、旭川、釧路、帯広、函館、青森、三沢、秋田、大館能代、山形、庄内、八丈島、富山、能登、小松、中部国際、南紀白浜、神戸、鳥取、米子、出雲、岩見、岡山、広島、山口宇部、岩国、徳島、高松、松山、高知、北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、奄美大島、宮古、石垣

外国人観光旅客利便増進措置として考えられる項目(案)

現行

情報提供促進措置に関する基準

- 案内表示及び案内放送における多言語による情報提供

公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン

- 情報提供促進措置に関する基準の内容に関して、当該措置を講ずる際に必要な事項を記載

改正後

外国人観光旅客利便増進措置に関する基準

- 案内表示及び案内放送における多言語による情報提供
- 多言語音声翻訳システムを活用した多言語による情報提供
- 多言語による運行情報の提供(事故・災害時等含む。)
- Wi-Fi利用環境の整備
- 洋式トイレ化
- クレジットカード対応券売機の配備(主要旅客施設のみ)
- ICカード対応(主要路線の旅客施設及び車両等のみ)
- 荷物置き場の確保
- インターネット予約環境の提供(個人旅行者が予約できるサービスのみ)
- 従業員による多言語での情報提供
- ナンバリング
- 多言語対応券売機の導入(旅客施設のみ)
- SIMカード又はモバイルルーターの販売又は貸出拠点の設置(訪日客が入国直後に立ち寄る旅客施設・車両等のみ)
- 周遊パスの造成
- 経路及び運行状況のオープンデータ化
- 観光案内所の設置(主要旅客施設のみ)
- 手ぶら観光(旅客施設のみ)
- サイクリストへの対応
- ムスリム観光旅客その他多様な文化・生活習慣を有する外国人観光旅客への配慮

外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン

法律第7条に規定あり

※留保がない限り旅客施設及び車両等で実施するものとする。